

子育て世帯訪問支援事業

家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭・妊婦・多胎児のいる家庭を訪問支援員が訪問して、家事・育児等を支援します。ご利用を希望するかたはこども家庭センター（子育て相談課/各地域保健ステーション）までご相談ください。

《★対象となる世帯》

川口市にお住まいの子育て世帯、妊婦・多胎児のいる世帯で、家事・育児に対して不安や負担を抱え、市が支援が必要と認める世帯。

ご家庭の状況の確認のため、利用前に、面談・訪問等をして、支援のためのプランを作成します。

《★支援の内容》

☆家事支援

食事の準備・後片付け、洗濯、掃除、買い物の同行など

☆育児支援

授乳や離乳食の介助、おむつ交換、沐浴介助、児童の見守りなど



《★利用者負担額》

- ・ご利用は、午前9時から午後5時までの間で、1日1回2時間以内。（土日祝日、年末年始を除きます。）
- ・ご家庭の状況により、年度内の利用上限時間数が異なります。

世帯区分	利用者負担額		
	1時間あたり	1件あたり	1回2時間あたり
1 生活保護世帯	0円	0円	0円
2 非課税世帯	0円（300円）	0円（190円）	0円（790円）
3 市民税所得割額 77,101円未満世帯	0円（600円）	0円（370円）	0円（1,570円）
4 その他の世帯	1,500円	930円	3,930円

※世帯区分2と3の方は、市が定める年度内の無料上限時間を超えた場合に（ ）内の利用者負担額が発生します。

※利用料金の詳細や、ご家庭ごとの利用上限時間数は、プラン作成時にご説明します。



《★利用の流れ》

- ①こども家庭センター（子育て相談課/各地域保健ステーション）にご連絡ください。担当者がご説明・訪問等を行い、必要に応じて、支援のためのプランを作成します。
- ②利用申請・決定
プラン作成後、利用申請書をご記入いただきます。
- ③訪問支援員が訪問し、必要な支援を実施します。（初回訪問時は、市の担当者が同行します。）
- ④利用者負担額があるかたは、訪問支援員に利用者負担額をお支払いください。



《★お問い合わせ先》

●川口市こども家庭センター

子育て相談課子ども家庭相談係（電話：048-259-9005）又は、各地域保健ステーションまで

